

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年10月1日～ 令和10年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1：時間単位の年次有給休暇制度を導入する。

<対策>

- 令和5年10月～ 社員のニーズ把握、検討開始、就業規則変更及び制度導入
- 令和6年 4月～ 社内メールなどにより社員に時間単位の年次有給休暇制度概要を周知、年次有給休暇取得キャンペーンの実施

目標2：育児・介護休業規程の改定及びワーク・ライフ・バランス推進活動。

<対策>

- 令和5年10月～ アンケートを実施し社員のニーズ把握、検討開始、育児・介護休業規程の改定
- 令和6年 4月～ 相談窓口を設置  
社内メールなどにより社員に育児・介護休業制度概要を周知
- 令和7年 4月～ ワーク・ライフ・バランスの好事例企業資料を社員に配布